



江北町公告第2号

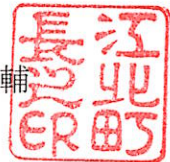
公 告

地域計画の案の公告縦覧について

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の案について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告し、縦覧する。

令和7年3月14日

江北町長 山田 恭 輔



- 1 地域計画の案を作成した地区  
別紙のとおり
- 2 縦覧場所  
江北町役場 地域振興課
- 3 縦覧期間  
自 令和7年3月14日  
至 令和7年3月28日 14日間
- 4 意見の申し立て  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、各計画の案に対して意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに江北町地域振興課まで任意の様式で意見書を提出すること。

(別紙)

1 地域計画の案を作成した地区

- (1) 惣領分地区
- (2) 佐留志地区
- (3) 八町地区
- (4) 下小田地区
- (5) 上小田地区
- (6) 山口地区